

ドローン等活用水田病虫害防除事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産性の向上による地域農業の持続的発展を目的に、ドローン等による病虫害防除に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、町内に住所又は事業所を有し当該年度に販売・出荷を目的とし営農を行い、病虫害防除を交付対象者が実施又は外部へ委託したものとする。

(対象事業)

第3条 助成金の対象は次のとおりとし、ドローン、ラジコン式ヘリコプター等を活用した病虫害防除を実施する事業とする。

(1) 対象作物 矢吹町内で耕作している水稻

(助成金額)

第4条 助成金の額は、病虫害防除を行った面積10aあたり200円とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 助成金対象の防除回数は、年度内1回限りとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、ドローン等活用水田病虫害防除事業助成金申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)を町長に提出するものとする。

(決定通知書)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、ドローン等活用水田病虫害防除事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)を通知するものとする。

(請求)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、ドローン等活用水田病虫害防除事業助成金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、助成金の返還を求めることができる。

2 助成金の交付を受けた者は、町長から前項の規定によりその助成金の返還を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（令和6年7月17日告示第56号）
この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

ドローン等活用水田病虫害防除事業助成金申請書

年 月 日

矢吹町長

住 所

申 請 者

電 話 番 号

次のとおり病虫害防除を（実施・委託）したので、ドローン等活用水田病虫害防除事業助成金交付要綱に基づく助成金を交付してください。

記

- | | | | |
|---|-------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 1 | 交付申請額 | | 円 |
| 2 | 実施方法 | <input type="checkbox"/> 申請者自身が操縦し実施 | <input type="checkbox"/> 委託により実施 |
| 3 | 防除面積 | | a |
| 4 | 添付書類 | | |
- (1) 申請者自身が操縦し実施した場合
- ・ドローン等による実施農地一覧
 - ・操縦者の所持するライセンス等の写し
 - ・ドローン等による農薬散布に必要な許可等の写し
 - ・使用するドローン等の写真
 - ・農薬購入費の領収書等の写し
 - ・その他町長が必要と認める書類
- (2) 委託により実施した場合
- ・実施した農地がわかる書類
 - ・委託先への支払いを証明するもの（領収書等）
 - ・その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

ドローン等活用水田病虫害防除事業助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日

様

矢吹町長

年 月 日付けで申請のありましたドローン等活用水田病虫害防除事業助成金については、下記のとおり交付(却下)することと決定しましたので、通知します。

記

1 交付決定

交付決定額 円

2 却下

理由

矢吹町長

住所

氏名

印

ドローン等活用水田病虫害防除事業助成金交付請求書

ドローン等活用水田病虫害防除事業助成金交付要綱第6条に基づき下記の助成金を請求します。

記

1 助成金交付請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 農協 信用金庫	支店名	支店	口座種別	普通・当座
口座番号		口座名義人	(フリガナ)		

※通帳の写しを添付してください。